

ゴミこみ えべつ 第70号

【詳細】 廃棄物対策課指導係 ☎ 383-4217

家庭ごみの出し方

▼燃やせるごみ、燃やせないごみ

市の「指定ごみ袋」に入れて出してください。



▲ 指定ごみ袋

▼資源物、危険ごみ

中身全体が簡単に確認できる「透明または半透明の袋」にそれぞれ品目ごとに分別をして入れてください。

資源物や危険ごみは、分別の仕方を間違えると収集できず、残される場合がありますので注意してください。

▼袋に収まらないごみ

長さ1m以下で、指定ごみ

袋に収まらないものは、「ごみ処理券」を貼って出して



▲ ごみ処理券

▼大型ごみ

長さ1mを超えるものや暖房器具など発火の危険があるものは、事前に大型ごみ受付センター（☎ 380-6000）に申し込みをしてください。

その後、打ち合わせした場所に「大型ごみ処理シール」を貼って出してください。



▲ 大型ごみ処理シール

● ごみの収集日を知りたい

収集日カレンダーをご覧ください。収集日カレンダーは、市役所本庁舎や大麻出張所、情報図書館、水道庁舎、各公民館などで配布しています。

● ごみの出し方を知りたい

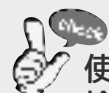
分別の手引きをご覧ください。分別の手引きは、右のQRコードから。



分別の手引きを見てもわからない場合は、「ごみの出し方相談ダイヤル（☎ 384-5600）」へお問い合わせください。

● 指定ごみ袋などがほしい

市内のスーパーやコンビニなどで販売しています。販売店は右のQRコードから。

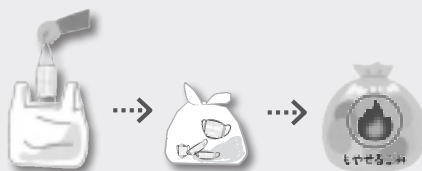


【新型コロナウイルス感染症対策】

使用済みのマスクなどの捨て方

使用したマスクなどを捨てる時

使用済みのマスクは、ポリ袋などに入れ、密閉してから、市の指定ごみ袋に入れ、飛び出さないように袋の口をきちんと縛り、「燃やせるごみ」の日に出してください。



感染症を防ぐためにご協力をお願いします

家族内での感染を防ぐために、ごみには直接触らず、ごみ出しの後には手を洗いましょう。

また、ごみの収集作業員や処理施設で従事する職員を感染症から守るために、ごみの出し方を守るようご協力をお願いします。

ごみステーション

ごみステーションを新設・移動する場合、交通安全や生活環境上の問題で設置できない場所があるため、近隣の利用者で話し合った後に、必ず「市と協議」をして決めることとなっています。

無断でごみステーションの新設や移動をすると、ごみが収集されない場合や近隣トラブル、交通事故などが発生する危険性がありますので、必ず市へ連絡をしてください。

また、ごみステーションの新設などを考えている方は、ごみボックスなどを購入する前に、市へご相談ください。



地域清掃ごみの出し方

自治会や地域一斉清掃などで集めたごみは、分別して「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は公共ごみ袋に、「資源物」「危険ごみ」は透明または半透明の袋に入れて、それぞれの収集日にごみステーションに出してください。

集めたごみが5袋以上の場合はごみステーション以外の場所に集積したものを別途収集しますので、廃棄物対策課（☎ 383-4217）へお電話ください。

また、地域清掃ごみについてご不明な点がある場合も廃棄物対策課へお問い合わせください。

令和3年度 固定資産税・都市計画税の評価替え

固定資産税・都市計画税は、土地や建物といった固定資産の評価額を基に税額を算出しています。

固定資産の評価額は3年に一度、評価替えという見直しを行っており、令和3年度はこの評価替えの年です。

評価替えのポイント

▼家屋

【評価替え方法】

令和3年1月1日時点で同じ家屋を建てたときにかかると見込まれる金額（再建築価格）と、家屋が古くなり減少した価値を基に価格の見直しを行います。

▼土地

【評価替え方法】

令和2年1月1日（価格調査基準日）時点の地価公示価格や不動産鑑定価格を基に評価額の見直しを行います。
また、令和2年1月1日以降に地価が下落している地域は、半年間の変動率によって評価額の修正を行います。

評価替えとは…

3年間で起こった資産価値（地価や家屋の価値）の変動などに応じて、評価額を適正で均衡のとれた価格に見直す制度です。

【令和3年度のポイント】

令和3年度は建築物価の変動で、再建築価格の補正率が上昇したため、今回の評価替えでは評価額が下らない場合があります。

【令和3年度のポイント】

令和3年度は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今年度に限り評価替えによって税額が増加する土地は前年度の税額に据え置く特別措置を講じています。

路線価などが上昇または据え置き地域は前年度相当の税額、下落している地域は評価替えに基づいて税額を算出しています。

ただし、地目変更や住宅の滅失などがあつた土地は税額が上昇する可能性があります。

固定資産税・都市計画税の気になる疑問

誰に課税される税金なの？

毎年1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

どんなことに使われているの？

固定資産税は、都市基盤の整備、福祉や教育など身近な行政サービスに、都市計画税は都市計画事業や区画整理事業に使われています。

年度の途中で所有者が変わったら、どうなるの？

固定資産税・都市計画税は1月1日に所有している方に1年間分課税すると法律で決まっています。そのため年度の途中で所有者が変わっても、課税される方は変わりません。

【詳細】資産税課 381-1404

固定資産税の「縦覧制度」と「閲覧制度」

■ 縦覧制度

縦覧制度は、納税者が市内の土地や家屋の評価額が載っている価格等縦覧帳簿を見ることによって、自分の資産と比較し、適正であるかを確認できる制度です。

- ※ 償却資産は縦覧制度の対象ではありません
- ※ 縦覧制度は無料で利用できます

【対象】

1. 固定資産税の納税義務者
2. 納税義務者の代理人（同居の親族以外は委任状が必要）
3. 納税管理人

【縦覧期間】

令和3年4月1日（木）～5月31日（月）
平日 8時45分～17時15分

■ 閲覧制度

閲覧制度は、納税者が評価額や面積といった自分の資産の情報が載っている課税台帳を確認できる制度です。

【対象】

1. 固定資産税の納税義務者
2. 納税義務者の代理人（同居の親族以外は委任状が必要）
3. 納税管理人
4. 借地人や借家人など、土地・家屋の使用や収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）がある方

【閲覧開始日】

令和3年4月1日（木）

【手数料】

縦覧期間中は、令和3年度分に関り無料
それ以外は1件につき300円

※ 縦覧・閲覧制度を利用するには本人確認ができるものが必要です。ほかにも書類などが必要な場合があります。詳しくは右のQRをご確認ください。

